

2019年 東京弁護士会 新年式

総務委員会委員長 谷 真人 (42期)

本年の東京弁護士会新年式は、2019（平成31）年1月11日午前10時30分からクレオで開催された。

1 安井規雄会長の挨拶

昨年は災害や虐待等の人権侵害という暗い話題も多かったが、今年はオリンピックの前の年であり、明るい話題もある。経済的にもよい方向で動きがあるだろう。東京弁護士会の会長として、弁護士の活動領域の拡大、若手会員に対するサポートを柱に活動してきた。また、「3つの守る」、①人権を守る、②平和を守る、③弁護士自治を守る、ということを中心に据えて、活動方針としてきた。今後もご支援・ご協力を御願ひしたい、という力強いご挨拶があった。

2 来賓の祝辞

各来賓からは、在会50年、寿齢80歳、90歳、永年勤続職員として表彰される方々と、第33回東京弁護士会人権賞の受賞者に対して、お祝いの言葉がそれぞれ述べられた。

(1) 菊地裕太郎日弁連会長からは、本年3月1日には臨時総会が予定されているが、貸与制世代に対する20万円の給付金の支払や、育児中の会費免除期間延長の問題が議論される予定である。きちんと議論したい。更に3月中に死刑廃止運動に関して、代替刑にどんなのが考えられるか、一応の方向性を出したい、等の挨拶があった。

(2) 来賓の木澤克之最高裁判事からは、最高裁判事として経験した宮中行事についての紹介があった。たとえば、新年祝賀の会は、皇族、衆参両院の議長、内閣総理大臣、最高裁長官を始めとする、国の重要な役職を務めている方が参加する宮中で最も格式のある儀式であり、また、新嘗祭においては夜に開催される「あかつきの儀」が特に印象的で、宮中の、電灯などない場所を焚火の明かりで歩くのは、幻想的な感じで陰陽道の世界のような感じとの紹介があった。

(3) 山下貴司法務大臣は公務のため金子修審議官が挨拶を代読された。昨年は弁護士会の皆様に、様々な被災者支援にご助力をいただいた。今年は京都コンgresまで1年なので、法務省としては、全員野球で直面する課題



安井会長の挨拶



在会50年表彰

に取り組んでいきたい。同じ法曹、仲間として人権擁護、社会正義の実現に尽くしていきたい、等の内容であった。

- (4) 垣内正東京地裁所長からは、最近では複雑困難、専門性の高い事件が増加しているが、裁判所としては裁判のIT化に着手している。弁護士の皆様にも、ご協力を御願しいたい。裁判員裁判は今年で10周年となるが国民の理解協力と弁護人のご尽力で概ね順調に運用されているとの挨拶があった。
- (5) 甲斐行夫東京地検検事正からは、一連の刑事訴訟法の改正も、取調べの録音録画を残すのみとなった。今後も被害者支援に力をいれていきたい。弁護士と検察官は、立場は違っても、社会正義の実現という点は共通しているとの挨拶があった。

3 表彰

在会50年表彰では19人が、寿齢90歳表彰では3名が、寿齢80歳表彰では13人がそれぞれ出席された。被表彰者を代表して才口千晴会員からは、自身も寿齢80歳となり3年前から会費が免除となったというユーモアある話から、昭和41年にご自身が入会された当時の弁護士会の役員選挙等のお話があった。

4 東京弁護士会人権賞

第33回東京弁護士会人権賞は、片山徒有氏（被害者と司法を考える会代表）と、永山こども基金（代表：大谷恭子会員）の2者が受賞した。

片山徒有氏は、1997年交通事故でご子息（片山隼君）を失った際に、検察庁からは不起訴の理由を教えずに貰えなかったという経験を機に、被害者支援と司法制度改革の必要性を感じて、被害者支援活動に尽力した。また、更にこれを進めて、刑務所訪問等の再犯防止活動も実践している。

また大谷恭子会員は、1997年に死刑が執行された永山則夫元死刑囚が自分が書いた本の印税を、恵まれない子供たち、特にペルーの貧しい子供たちのために使ってほしいという遺志を継いで、ペルーの子供たちの自立を支援する機関に支援金を送付し、更に資金の補充のためのチャリティーコンサートの開催や、日本のフリースクールに対する支援等も行っている。

受賞した団体の各代表者の挨拶で、片山氏は死刑制度について触れ、犯罪被害者は人が不幸になること、更に人が死ぬことを望んではいないと述べ、また大谷会員は、今回の受賞はきっと永山氏自身が一番喜んでに違いないと述べていた。いずれも感動的な内容であり、会場では涙をぬぐう方もいた。

5 新年祝賀会

引き続き開催された新年祝賀会には多数の会員が参加した。恒例の清酒（今年は秋田の地酒の出羽鶴）の鏡開きに始まり、最後は秋田徹常議員会議長の華やかな万歳三唱で閉会となった。



人権賞表彰



鏡開き



祝賀会の様子